

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 登録・認定基準

【別表1 土耕栽培農産物】品目番号：人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 農産物栽培基準表による

管理区分	生産管理要件	必須： 選択： (注1)
生産技術	環境保全型栽培技術	
	<p>1. 土づくり技術</p> <p>土壌の物理的・化学的及び生物的改善を行って農地のもつ生産力の維持増進を図る</p> <p>(1)(2)(3)のうち1つ以上の技術を年1回以上実施する。</p> <p>但し、以下の場合は実施しなくてもよいものとする。</p> <p>a 有機物含有量が基準を上回る場合。基準は別表「有機物含有量基準」による。</p> <p>b 合理的な理由があり、その理由を登録判定会が適当と認めた場合。</p>	
	(1) たい肥等施用技術	
	以下のうち1つ以上の施用を行う。	
	・特殊肥料等の指定(農林水産省告示第253号)におけるたい肥に該当し肥料取締法による登録がある資材。または、これに準じた資材。	
	・肥料取締法第2条第2項の普通肥料における汚泥肥料等に該当し肥料取締法による届出がある資材。	
	いずれも、C/N比は5以上のもとする。(C/N比5未満のものは肥料として取り扱う)	
	たい肥等施用の施用上限について	
	作物のみでなく周辺への影響も考慮して適切な施用につとめる。	
	計画施用量については、登録・認定申請時に登録判定会または認定審査会が適否を判断する。	
	(2) 緑肥作物・作物残渣利用技術	
	以下のうち1つ以上を実施する。	
	・緑肥作物を栽培して農地に還元する技術(全面に作付ける。また、果樹における草生栽培を含む。)	
	・稲作後の稲ワラまたは麦作後の麦ワラ全量すき込み	
	・作物剪定枝の還元(茶のみに適用する。自園の剪定枝のみでも可。)	
・植物残渣の活用		
(3) 土壌改良資材利用技術		
以下の土壌改良資材(地力増進法第11条で定められた土壌改良資材)のうち、1つ以上の施用を行う。		
・泥炭 ・パークたい肥 ・木炭(植物性の殻の炭を含む) ・VA菌根菌質材 ・けいそう土焼成粒		
・腐植酸質資材・ゼオライト ・パーミキュライト ・パーライト ・ベントナイト		
土壌改良資材とは、植物の栽培に資するため、土壌の化学的変化以外の変化をもたらして土壌の性質に変化をもち、(地力増進法第11条)であり、その品質は「地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件」に適合しており、地力増進法に基づく表示があるものに限る。		
2. 化学肥料低減技術		
以下の(4)を実施する。		
(4) 安心食材栽培基準表(別表)の一般栽培レベル窒素投入量に対し化学窒素を7割以下とする		
但し、有機態窒素を含む投入窒素量の総量について、下記の通り各作物ごとに上限を設定する。		
<p>水稻・麦類・大豆・野菜類・果樹類</p> <p>.....基準に対して節減された化学窒素量を基準に加算した値を上限とする。(注2)</p>		
茶.....基準と同じ		
3. 化学合成農薬低減技術		
以下の(5)を実施する。		
<p>対象範囲 露地：作付けほ場内(耕起等を行う場所)及び畔畔(作付けほ場を区切る周辺1m程度の幅まで、但し他の者による管理地は含まない。)</p> <p>施設：ハウス等構造物内の作付地のみを対象とする。</p>		
対象期間		
播種育苗段階からカウントする。		
穂木・台木の接ぎ木におけるカウント方法		
同一農薬使用：いずれかの最大数をもって使用回数とする。		
異なる農薬使用：それぞれの農薬使用回数を合算する。		
(5) 安心食材栽培基準表(別表)の一般栽培レベル化学合成農薬使用成分回数に対し3割以上の節減を行う		
節減割合 = 化学合成農薬の使用成分回数(注2) ÷ 化学合成農薬標準使用成分回数(注2)		
(注3) 次の農薬は節減割合の算出にあたっての使用成分回数から除外してカウントします。		
(「特別栽培農産物の表示に係るガイドライン」に同じ)		
「有機農産物の日本農林規格」別表2の農薬		
「農薬取締法第2条第1項」により定められた特定農薬(天敵、エチレン、次亜塩素酸水、重曹、食酢)		
「三重県における節減対象外農薬台帳(三重県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に関する慣行レベル策定等要領第12に基づくもの)」に記載された農薬		
展着剤は、主剤の物理性を増強し効果を高めるために用いられる補助剤。		
このため、節減割合の算出にあたっての使用回数に含めない。		
化学合成農薬標準使用成分回数の考え方		
・化学合成農薬でないものは、節減割合の算出にあたっての使用回数に含めない。		

【別表1 土耕栽培農産物】(2/2) 品目番号:人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 農産物栽培基準表による

管理区分	生産管理要件	必須: 選択: (注1)
生産技術	4. 土壌分析の実施 (6) 登録申請時に土壌分析結果を示す。 必須分析項目 pH・陽イオン交換容量・窒素・リン酸・カリ(申請前1年以内に分析を実施したもの) 登録・認定後も定期的に土壌診断を行い、適切な土壌管理に努めること。	
生産資材管理	環境配慮型資材利活用	
	5. 低毒性農薬等使用	
	(7) 毒物及び水質汚濁性農薬不使用	
	(8) 無登録農薬不使用(適用外使用を含む)	
	(9) 成分又は原料不明資材不使用	
	6. 環境負荷低減型資材使用	
	(10) 長期展張性フィルム使用	
	(11) 紙マルチ使用	
	(12) かよいコンテナ出荷(集荷用資材(コンテナ等)再利用)	
	生産資材廃棄物処理	
8. 適正処理(使用済プラスチック等(各種フィルム・空容器)、農薬廃液)		
(13) 産業廃棄物処理業者へ処理委託		
(14) 農薬廃液の適正処理		
散布残液や水稲種子消毒剤のように使用後に残った農薬排液は、産業廃棄物処理業者へ処理委託する。 また、稀釈したものでその濃度にかかわらず、環境中に放出せず同様の処理を行う。 但し、対象農薬の使用基準、使用上の注意等で処理方法が示されている場合はその方法に従うものとする。		
生産物等管理	生産物等分別管理	
	9. 生産物等混入防止措置(注4)	
(15) 認定品の分別出荷・管理(認定外品との区分管理を行う)		
生産情報管理	記録・保管	
	10. 生産行程・資材管理(栽培履歴)	
	(16) 栽培履歴の記帳及び保管	
	(17) 出荷・管理簿の記録及び保管	
	情報公開	
	11. 生産行程・資材管理記録(栽培履歴等)の公開等	
	(18) 栽培履歴等の公開(インターネット等)	
	消費者交流	
	12. 安心食材表示制度の普及を目的とした消費者との交流実施	
	(19) 消費者との交流会の開催等	
栽培経験	登録作物作型の栽培方法に関し、1年以上の栽培実績、または、これに準じた栽培能力を有していること。	
	栽培能力適否の判断は、審査会が行う。	
登録者規範	登録者規範への同意	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の趣旨・目的に反する行為が確認された場合は、他の認証条件を満たしていても、認定審査会の判断により取り消しも含めて処分を決定できる。</li> <li>・表示にあたっては、消費者に誤認を与えないように配慮する責務があるものとし、登録判定会・認定審査会が安心食材の表示に関し、消費者へ誤認を与えると判断した場合は、その指示に従い改善する。</li> <li>・登録者は関連法規を遵守する。</li> </ul>	

(注1) は必ず実施しなければならない取組です。(必須)  
 は制度の推進活動の一環として協力をお願いするものです(努力要請規定)

(注2) 「化学窒素・化学合成農薬の考え方」を参照してください。

(注4) 生産物等管理の記録保管に関し、加工委託の場合は、委託先での管理記録を生産者が取得して保管する必要があります。